

# 民研だより

**民主教育研究所**  
Research Institute of Democracy and Education

No. 142  
2019年12月10日

## CONTENTS

- ◆ セルフマネジメントの危険性 ..... 勝野正章 1
- ◆ 「現場と理論」考え・議論する道德プロジェクト ..... 渡辺雅之 3
- ◆ 民研フォーラム「日本の性教育のこれまでとこれから  
-子どもの声にどうこたえるか-」 ..... 4
- ◆ 第28回全国教育研究交流集会へのお誘い ..... 馬場久志 6
- ◆ 声明 教員の長時間労働を解消し、働き方の抜本的な改革をめざそう 7
- ◆ 民研日誌、寄贈図書等 ..... 8



## セルフマネジメントの危険性

勝野正章(東京大学教授)

「働き方改革」において、勤務時間の上限設定や業務の適正化などと並んで、教職員の意識改革を進めるべきだと言われていることが、いま気になっている。研修などを通じて勤務時間の効果的・効率的利用を心掛けるように教職員に働きかける(諭す?)ことが重要だとされ、そうした観点から人事評価を行ってみてはどうかとさえ提言されている。

確かに、よく言われるとおり、教職員の仕事はここまでやれば終わりということがなく、範囲も不明確であることを特徴とするのであり、「働き方改革」で挙げられるような「やらなくてもよい仕事」を効果や効率を度外視して行っている面があることも一概に否定はできない。また、複数の仕事が同時に押し寄せ、機敏な対応を迫られるなかで、仕事の波に押し流されずに最も重要な

目標に向けて最短の道筋を冷静に判断し、仕事をこなしていくことも教職員には必要かもしれない。

そこで、教職員もタイムマネジメント、タスクマネジメント、ストレスマネジメント、セルフマネジメントといった有用なスキルを身につけるべきであると言われるようになり、HPでざっと見渡しただけではあるが、各地の教育委員会が実施する研修にも徐々に組み込まれるようになってきているようだ。

書店に行き、ビジネスや教養の書棚を見ると類書が山のように積み上げられていることから、セルフマネジメント・スキルが労働者一般に求められる現代的資質とされていることがうかがえる。教職員のなかにも、こうした書籍の読者が増えているのかもしれない。だが、これはとても危険性をはらんだことではないだろうか。

教職員に限らず、今日政府が進めている「働き方改革」のロジックにおいては「生産性」向上が大きな位置を占めている。社会全体として労働人口が減少するなかにあって、いかに個々の労働者の生産性を高めるかが、実は最も重要な政策課題となっているのである。そういう目で改めて教職員の「働き方改革」関連の政策文書を読むと、やはり「より短い時間で成果をあげる」ことの必要性が唱えられており、教職員に求められる意識改革の内容とされていることがわかる。しかし、ここには「生産性」という言葉を用いることに象徴される、教育の前提に関わる根本的な転換が潜んでいる。

「生産性」を言う以上、成果の明確な定義と正確な測定が不可欠であるが、多くの研究も示すように、それは極めて困難なことである。しかし、教職員の「働き方改革」が唱える意識改革は、その困難さにも関わらず「生産性」という考え方や行動様式を無理やり学校に持ち込もうとするものである。と言うよりは、むしろ、そうした考え方や行動様式に合致するように教育の前提を変更することを企図しているようにも思える。

さきほど多くの研究がと述べたが、その例外の一つが教育の経済学である。そこでは、たとえば学力調査の結果を教育の成果とみなして、生産性を計算することがある。これはある限られた目的のための操作としては意義を持つであろうか、実際の教育に全面的に適用するならば、様々な

弊害を生む。「生産性」が低いとされた子どもや教職員の切り捨てにつながる危険性が高まるだろう。「生産性」を強引に学校教育に持ち込むならば、教える、学ぶ、育つという行為の人間性を希薄化させ、教職員の仕事をAI(人口知能)などによって代替可能なものにもしかねない。

セルフマネジメントでは、まさにこうした「生産性」向上が目的とされるわけであり、きわめて慎重な対応が求められる。セルフマネジメントはあってもよいが、それはまず仕事における自律性を尊重し、高めることが明確に目的とされるべきである。結果的にそれが「生産性」の向上につながることもあってもよい(ただし、その場合、たとえば困難を抱えた子どもが少しでも明るい表情を取り戻した瞬間も成果とするものでなくては、自律性の尊重ということにそぐわない)。これに対して、勤務時間の抑制を目的としてセルフマネジメントを行おうとすれば、かえってストレスを亢進させたり、学校の教育力を低下させたりするなど、個々の教職員の仕事においても、学校運営においても様々な歪が生じさせるだろう。

もちろん、「働き方改革」の出発点は、あくまでも客観的な業務負担の削減でなくてはならないことは今さら言うまでもない。教職員の意識改革やセルフマネジメントを教職員の増員や学級規模の縮小などの基本的な条件整備の代替として用いるような「働き方改革」は絶対に許されるものではない。

## 司法を通じた

# 『学校における働き方改革』の可能性

**2月1日(土)**

13:30~16:30

剛堂会館ビル

千代田区紀尾井町3-27

第3回 **民研 フォーラム**

**報告**

田中まさお先生(埼玉超勤裁判原告)  
若生直樹弁護士(埼玉超勤裁判代理人)  
国立大学教育学部生  
(Teacher Aide東京支部代表)

# 「現場と理論」考え・議論する道徳教育プロジェクト

## 道徳教育プロジェクト報告

渡辺雅之(大東文化大学)

道徳教育プロジェクトでは、強引な道徳科導入をめぐって現場教員が直面している様々な困難の原因を探りながら、それへの対抗軸について議論を進めている。現場では、授業実践や評価について困っているという声と、とりあえず教科書の発問や指導書があるから困っていないという二つの要素がある。その根幹には「忙しくて、道徳科について考える時間もない」という問題が横たわっている。そうした中、道徳教育プロジェクトは多様なテーマで研究を深めている。

2019年10月28日には、島田勉委員のレポート『「特別の教科 道徳」設置と宗教的情操教育』から学んだ。戦前の修身から道徳科に至るまでの歴史的背景を明らかにしながら、道徳科は“宗教的情操教育の復活と強化ではないか”という視点である。敬神崇祖に誘う「畏敬の念」批判などが重要な議論であることが明確になった。

後半には渡辺の拙稿「子どものリアルな現実と呼応する道徳教育-共に学ぶ道徳への転換-(人権と部落問題,2019,11月号)」からの提起が行われた。現場の状況をふまえて、教科書教材の扱いについての以下のような提案がなされた。

例えば、教科書教材の読み替えという手法は、子どものリアルな生活実態や経験を大切に、自分の頭で考えるという意味を持つ。それは教材に埋め込まれている自己責任論や規範に無批判に従う従順な人間像を相対化し、主権者としての子どもを育てることとつながっている。そうした実践をするためには、まず教師自身が「道徳

科は、教科書に沿って教えなければならない」という呪縛から解き放たれる必要があるだろう。それは、戦後民主教育が大切にしてきた“カリキュラムの自主編成権”を蘇らせる道であると同時に、子どもの実態や反応に呼応した“臨機応変な授業実践”という基本に還ることである。(同、p20)

型通りの指導プランから解き放たれ、子どもたちの反応を大切にできる実践は徳目注入型の道徳ではなく、子どもたちのリアルな生活実態や経験から“共に学ぶ道徳”への転換を意味する。そうした実践は全面主義(学校の全教育活動を通して道徳性を育む)を基盤として何が「道徳的なのか」を子どもたちと共に考える時間となるはずだ。教育実践は、子どもの現実と状況に呼応して進めることが魂であり、道徳科こそ、その原点を意識すべきだろうと思う。

特定の政治的意図で設置された道徳科だが、正面から廃止や改変を含む抵抗を組織するのは今の私たちの力では困難である。とするならば、現場の声を丁寧に聞き取りながら、理論の研究と教材や授業に関する建設的な批判検討を深めることが必要だ。その上で対抗的な実践を提起することが求められているのだと思う。そのために、これからも道徳教育プロジェクトは「考え・議論する場」でありたいと思う。



## 日本の性教育のこれまでとこれから — 子どもの声にどうこたえるか —

2019年9月21日(土)首都大学東京秋葉原サテライトキャンパスにて開催された民研フォーラムには、学生、保護者など38名が参加。「ジェンダーと教育」研究委員会が、昨年足立区の性教育実践攻撃、今年東京都の『性教育の手引』の改定を機に、日本の性教育の今について考えようと企画した。

### ① 『性教育の手引き』からみる 日本の性教育

茂木輝順さん(女子栄養大学非常勤講師)

東京都教育委員会発行『手引』の内容の変遷を報告。1961年『純潔教育への道』発行。都教委の統一見解ではなく、純潔教育に見識のある研究者、教師などが執筆。1972年一転して体系化した『性教育の手引』を教科別に示す。1986年の『手引』では性自認、男女平等、人間尊重に基づく人間関係を築く、家庭や社会の一員として性的な諸問題に対し適切な意思決定ができるようになどを目標とし、性交を知らせるとする。2003年7月都議会での七生養護学校攻撃で『手引』を2004年改定。小学校では学習指導要領にない性器の外来語名称、性交を教える



のは不適切とした。2019年改定の『手引』は学習指導要領(児童・生徒の発達段階を踏まえる、学校全体での共通理解、保護者の理解、集団指導・個別指導への配慮)に準拠した内容に。学習指導要領に示されていない内容を含む授業については保護者の同意を得るとする。これは大綱的基準で拘束力はないが重視せざるを得なくなるだろう。外部講師による指導要領外の内容の授業は生徒たちの肯定的評価もあり、モデル授業でも保護者からの反対意見はなかったことからみると、『手引き』は実態にあっていない。

ユネスコの調査では、各国で性教育が悪影響を与えることはほとんどないという結果がでてくる。この調査に日本でも取り組んでほしい。

### ② 若者たちの性の現状と SNSの活用可能性

染矢明日香さん(NPO法人ピルコン理事長)

自身の体験から若者が性の知識を学ぶ機会がないことに気付き、若い人たちを巻き込んで2013年に中高生対象の性の健



康を学ぶ場と情報提供するピルコンをたちあげ、キャリア教育も行い、現在は保護者、教育委員会、地域などからの講演依頼も多い。「性交」や「避妊」に触れない性教育と10代の性に関するトラブルとのギャップが大きい。性交という言葉は中学生以下でほとんどが知っているが、性への

否定的なイメージを持つ若い女性が増加。ネットではレイプ、性による暴力支配などが動画で頻りに流されているのも問題。

東京都に義務教育段階での包括的性教育をめざし、学習指導要領の実態に即した見直しを求める署名2万筆を提出。緊急避妊ピルを入手しやすくする署名キャンペーンでも3万筆集めた。世論は性教育や避妊のアクセスへの改善について賛成派が多数だが、一部の根強い反対派がいる。性へのタブー感が強い社会制度が問題。インターネットやIT技術活用の性教育・避妊についての情報提供は有効。SNS活用の情報提供として、LINEボット活用の「ピルコン妊娠かも相談」、アメリカのAMAZE「性教育アニメ動画」の閲覧可能、中高生向けの性の情報サイトも企画している。



### ③ 子どものニーズに応じた実践 ——中学校の性教育 越 安子さん(公立中学校教諭)

#### 1 性教育に期待されること

性の学習の基本は命の学習で、まさに人権教育。身体を知ることによって自己肯定感が生まれ、他人も大切になる。今回の東京都の『性教育の手引』実践例として、一筋に生きることを諭す「キミはあちゃんと椿」の話では子どもは救えない。科

学的な性教育がまずあるべきだ。

#### 2 性教育の授業

科学・人権・自立・共生を基本に、「これだけは押さえておきたい性教育」を大学研究者と現場教師が連携し、子どもの様子をみながら特別活動の時間の授業を練り上げて8年目になる。3年間の計画は、1年：生命の誕生、女らしさ、男らしさ。2年：多様な性。3年：自分の性行動、恋愛とデートDV。科学的に自分の誕生を理解し、自己肯定感、自尊感情を高めるのが目的。保護者へは三者面談で個別に了解を得ており、今まで反対は一人もない。

10代の中絶は中卒後に3倍に増えるので、性交、妊娠、避妊、中絶の授業は絶対必要。この授業に対する今回のバッシングに対して、都教委と足立区教委で確認したこと：「学習指導要領を超える内容を指導する場合には、事前に学習指導案を保護者全員に説明し、保護者の理解・了解をえた生徒を対象に個別指導(複数指導も可)を実施することが考えられる」。保護者が受けさせたくない生徒は別メニューで。この「縛り」と、校長の裁量権のために、性教育実践の広がりには困難な状況にある。

#### (質疑)

- ・批判に対して性教育の評価基準になる言葉があいまいなのは。質問には、今は「科学的な知識」「人権にもとづいた」などを使う。
- ・保護者の了解をえることの根拠は何か？ 80年代は『手引』に保護者の要望に応え性教育をすべきとあった。
- ・性に対する否定的な見方を払しょくすべき。



# 子どもの命を守り、権利を社会に根づかせる

## 第28回全国教育研究交流集会へのお誘い

12月21日(土)・22日(日)

全国教育文化会館

実行委員長 馬場久志(副代表運営員)

来たる12月21日(土)、22日(日)に東京の全国教育文化会館で、全国教育研究交流集会を開きます。

今回は「子どもの命を守り、権利を社会に根づかせる」をテーマにしました。

今年2月、国連子どもの権利委員会が総括所見を発しました。いくつかの改善点がある一方で、深刻な懸念があるとされたのは、体罰、家庭環境、生殖及び精神の健康、少年司法など多岐にわたります。教育の競争的な仕組みはoverlyと形容され、「あまりにも競争的な」との訳もあるほどです。子どもの権利条約が国連で採択されてから30年もたつのに、依然として子どもたちの権利がないがしろにされている日本の現実があります。子どもの権利をどう具現化するかが改めて問われます。

加えて今年に入って、児童虐待やいじめなどによって子どもの命にかかわる事案が重ねて報道され、どうしたら子どもを守れるだろうかと危機感が高まっています。しかしその思いは、児相職員や教員への非難や、問題を抱えた子どもの排除という歪んだ憤りへと導かれがちな現状もあります。子どもを守るはずの大人たちが攻撃し合う構図があります。子どもの権利への共感的で確かな理解が浸透する社会への転換は、いま大きな課題として眼前に立ちだかっています。

こうした状況の中で、子どもたちの命と尊厳が保障される一歩をどう進めていくかを、私たちは

見いだしていかなければなりません。そのために、子どもを取り巻く厳しい実態を知り分析することと同時に、教育・子育て・地域づくりへの取り組みから萌芽を見いだしたいと思います。そして何より権利主体である子どもたちの学びの可能性を考えたいと思っています。

こうしたことを背景に、今年の研究集会は催されます。第1日午前には4つのラウンドテーブル「ジェンダー平等はどこまで進んだか」「沖縄の環境・平和・教育」「沖縄の教育について考えよう」「小中一貫・学校統廃合を止める」が開かれます。新幹線なら広島、新青森から、航空機なら札幌、那覇からでも、早朝出発で間に合います。

昼をはさんで午後は全体会があり、集会テーマそのもののシンポジウムを催します。国連子どもの権利委員会勧告の受け止めを見玉洋介さん、相談室から見える子どもと家族の現実を柳田智さん、子どもたちとひらく未来への実践を大江未知さんに語っていただき、皆さんと議論する予定です。晚には交流会をもちます。

第2日は一日かけて分科会が開かれます。「子ども・若者支援」「危機に瀕する学校」「学校教育の『道徳』化に立ち向かう」「『高大接続改革』と高校教育」「『学校における働き方改革』と教育条件整備」「地域の学校を守る」を主題とする6つが用意されます。

年末の慌ただしい中ですが、思い切ってじっくりと議論をするひとときをお作りください。皆様の参加をお待ちします。

—「変形労働制」導入に反対し、真の働き方改革の実現を—

2019年11月25日

民主教育研究所運営委員会

教職員（以下、教員）の長時間労働は、文科省の調査でさえ過労死の可能性を含む劣悪な状態であり、これを解消し、教員の働き方を抜本的に改革することは、喫緊の課題になっています。

長年の教員の時間外労働は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（「給特法」）によって、ごくわずかな調整額と引き換えに、事実上無制限に勤務を強いられるという仕組みが作り出してきたものです。教員が健康で文化的な生活を保障されず人間らしい労働と働きがいと奪われているもとで、どうして子どもたちの発達権や学習権が保障できるのでしょうか。教員の劣悪な労働環境は、教育の質の低下をもたらすものです。

政府も認めざるをえない教員の長時間労働を、労働基準法の定める1日8時間以内に抑え、働き方の抜本的な改革を推進すべき時です。

ところが現在、国会に提出されている「給特法改正案」は、教員の働き方の改革にならないばかりか、1日8時間労働制の基本を崩し、現状以上に教員に長時間労働を強いるおそれがあり、私たちはこれを認めるわけにはいきません。

改正案の中心は、「1年単位の変形労働時間制」（変形労働制）を導入することですが、これは、教員の時間外労働をみかけ上、数か月後の休日と相殺できるような誤解を与え、現在の劣悪な職場環境を固定化し、日常でのさらなる長時間労働を可能とするものです。

この変形労働制には、いわゆる繁忙時期に強いられる時間外労働について、授業のない、子どもの長期休み期間に教員の労働時間を若干減らすことで帳尻を合わせようとするからくりが仕込まれています。しかし、4～6月期の長時間労働による極度の心身の疲労は、やっとな数か月後にやってくるわずかな休日と解消されるはずはあり

ません。そもそも授業のない長期休暇中でも、子どもたちは学校に来て部活動を行ったり集団宿泊事業などに参加したりしているため、教員の教育活動は行われています。さらに教員は、子どもがいない期間にも学校に来て、教材研究・授業準備や校務分掌にかかわる業務や資料・報告書の作成など、その時期だからこそ可能な仕事を行っています。子どもが長期休暇中であっても、教員は子どもと一緒に休んでいるわけではないのです。

変形労働制は、こうした実態をまったく無視しています。もともと、この制度導入の前提は「恒常的な残業がないこと」であり、これに反して恒常的な残業が常態化している学校現場には、その前提が全く成り立たないものです。

そもそも教育は人格を育てるきわめて人間らしい営みであり、長時間過密労働によって教員の人格が磨滅させられているような状況では、その豊かな成果の実現はきわめて困難です。ましてや「給特法」の改悪にもとづく自治体の条例改正で、問題が解決するはずありません。

教員が人間らしい働き方をし、自主性や創意を発揮して子どもたちにゆきとどいた教育を実現するためには、豊かな条件整備と働き方の真の改革が不可欠です。そのためにどうしても必要なのは、対GDP比でOECD諸国のなかで最低レベルの日本の公教育費の比率をせめて平均水準以上にあげ、正規の教員を大幅に増員することです。また、1日8時間で行えるように業務の改善を行っていくための研究と実践の蓄積が必要です。

教員の労働実態を改善し、教育の質保障はいかなる状況で可能か、そのためにはどのような改革課題があるのかについて、当研究所は今後も、研究を深めるとともに課題実現へ向けた共同行動を行っていく決意を表明します。

## 民研日誌 9～11月

- 9月 4日 三役・事務局会議  
顧問会 顧問との懇親会
- 9月 9日 小中一貫教育研究会  
子ども全国センター幹事会
- 9月10日 『人間と教育』103号発行  
「民研だより」No.141号発行
- 9月11日 中等教育研究委員会
- 9月12日 道徳教育プロジェクト
- 9月14日 運営委員会
- 9月15日 子ども研究委員会
- 9月16日 『人間と教育』編集委員会
- 9月17日 「ジェンダーと教育」研究委員会
- 9月21日 フォーラム「日本の性教育のこれまでとこれから  
～子どもの声にどうこたえるか～」
- 9月27日 「環境と地域」教育研究委員会
- 9月29日 教育行財政研究委員会
- 10月 2日 子ども全国センター幹事会
- 10月 5日 東京私大教連結成40周年記念祝賀会
- 10月 7日 中等教育研究委員会
- 10月 8日 『人間と教育』インタビュー
- 10月10日 「1年単位の变形労働時間制」の導入を許さない国会前緊急行動
- 10月16日 「1年単位の变形労働時間制」の導入を許さない国会前緊急行動
- 10月19日 教育課程研究委員会
- 10月22日 『人間と教育』編集委員会  
子ども研究委員会
- 10月24日 会計監査
- 10月25日 三役・事務局会議
- 10月27日 小中一貫教育研究会
- 10月28日 道徳教育プロジェクト  
「1年単位の变形労働時間制」導入反対・新宿宣伝
- 10月31日 教育のつどい実行委員会
- 11月 1日 「ジェンダーと教育」研究委員会  
子ども全国センター幹事会  
「1年単位の变形労働時間制」導入を許さない国会前行動
- 11月 2日 つどい実行委員・教文部長・分科会責任者合同会議
- 11月 3日 『安倍改憲発議阻止！ 辺野古新基地建設やめろ！ 東北アジアに平和と友好！ 11・3憲法集会in国会正門前』
- 11月 4日 「環境と地域」教育特別研究会
- 11月 6日 「1年単位の变形労働時間制」導入を許さない国会前行動
- 11月 8日 「1年単位の变形労働時間制」導入を許さない国会行動
- 11月 9日 運営委員会
- 11月14日 『人間と教育』校正  
人事委員会
- 11月15日 中等教育研究委員会  
「1年単位の变形労働時間制」導入を許さない国会前行動
- 11月16日 教育課程研究委員会
- 11月19日 『人間と教育』編集委員会
- 11月20日 道徳教育プロジェクト  
『人間と教育』出張校正
- 11月22日 「1年単位の变形労働時間制」導入を許さない院内集会
- 11月27日 中等教育研究委員会
- 11月28日 子ども全国センター文科省交渉  
「1年単位の变形労働時間制」導入を許さない国会前行動
- 11月29日 教育行財政研究委員会

## 寄贈図書・資料 9～11月

- ◆ 教育プログラム評価ハンドブック 高等教育のあり方  
研究会教育プログラム評価の大学基準協会
- ◆ 学校がたいへんだ！—道徳教科化がやってきた！—  
安原昭二著/金森俊朗監修 いしかわ県民教育文化センター
- ◆ 子どもが元気になる無料塾 無料塾ひこぞ さわらび舎
- ◆ 悩めるあなたの道徳教育読本  
神代健彦・藤谷秀編著 はるか書房
- ◆ 学校づくりの実践と可能性  
教育科学研究会・学校部会編 績文堂出版
- ◆ いじめ・ジェンダーと道徳教科書 大久保勝・  
今関和子・笠原昭男 クリエイティブかもがわ
- ◆ 「算数・数学の授業」第175号 数学教育実践研究会
- ◆ 人権としての教育 堀尾輝久 岩波書店

### 投稿論文募集

#### 民研『年報2020(20号)』

『年報2020(20号)』に掲載する論文の投稿を呼びかけます。投稿規程に基づき投稿をお願いします。

《民主教育研究所年報投稿規程》

- 1 個人論文を本年報に投稿できるのは、研究委員、運営委員、評議員、顧問、賛助会員、及び、研究委員、運営委員、評議員、顧問の紹介による者とします。
- 2 投稿原稿は未発表のものに限ります。
- 3 原稿は図表、注を含め、横書き2万字以内とします。
- 4 原稿の審査の公正を期する為、原稿には氏名、所属を記入せず、別紙に記して下さい。
- 5 投稿の提出期限は2020年3月10日とします。
- 6 提出先は、民主教育研究所年報編集委員会とし、封筒には「年報原稿在中」と明記して下さい。
- 7 投稿の詳細な規程は執筆要領に定めます。

### 賛助会員 加入のお願い

#### 民主教育研究所は

全日本教職員組合の組合員と賛助会員によって、財政が支えられ運営されています。真理と真実に基づき、研究を通して広く教育に携わるもの実践を支え励ます拠点として、1992年に設立されました。8つの研究委員会と「道徳教育プロジェクト」によって、研究が進められ、研究と実践をまとめた『年報』や季刊『人間と教育』を発行しています。

#### 季刊『人間と教育』は

第104号 2019年12月

特集 総点検!日本のジェンダー問題

#### 賛助会員になると

季刊『人間と教育』、「民研だより」(年4回)を無料で自宅に郵送。民研発行の書籍を各1冊、半額で購入可。

民研だより No.142 2019年12月10日

発行 民主教育研究所 発行責任者 梅原利夫

〒102-0084 東京都千代田区二番町 12-1

全国教育文化会館 5F

TEL 03-3261-1931 Fax 03-3261-1933

Email office@min-ken.org

HP https://www.min-ken.org

